

## ラオス民法典日本語訳の修正（2021年6月）

ラオス民法典（2018年12月6日成立・2020年5月27日施行）の日本語訳につきまして、以下のとおり、修正いたします。なお、JICA ホームページ上に掲載されている日本語訳につきましては、本修正が反映されています。

JICA 法の支配発展促進プロジェクト  
長期派遣専門家 入江克典

### 第2条 民法典

修正前) 民法典とは、物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産に関し、(以下略)

修正後) 民法典とは、物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産及びその他の関係に関し、(以下略)

### 第4条 民法典に関する国家政策

修正前) 1つの項のみの規定であった。

修正後) 以下のとおり2つの項に分けた。

国家は、ラオス国民(ポンラムアン)の基本的な権利及び義務、例えば法の下での平等、権利自由及び任意性、(以下略)

国家は、ルールを制定し(ガムノットラビヤップガーン)、人民が人、法人及び組織が自身の権利の保障及び義務の履行を知り、(以下略)

### 第31条 代理

1項について、以下のとおり修正した。

修正前) 代理とは、ある者が、他人、以下本人(プートゥークタンナー)と呼ぶ、の名の下に(ナイナム)その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。

修正後) 代理とは、ある者 (以下「代理人 [プータンナー]」と呼ぶ) が、「本人(プートゥークタンナー)」の名の下に(ナイナム)その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。

### 第47条 期間の計算

修正前) 1項から5項までの規定であった。

修正後) 以下のとおり柱書及び1号から4号とした。

期間を分又は時間で定めたときは行為があったそのときから起算する。但し法律、裁判及び契約で特に定めた場合はこの限りでない。

1. 期間を日、週、月、年で定めたときは、翌日を計算する(ナツプ)。
2. 期間を日によって確定(ガムノット)することができないときは、(以下略)
3. 期間を、例えば自然災害(パイピバットタンマサート)など、(以下略)
4. 期間の開始日を定めず期間を継続するときは、(以下略)

## 第1編、第6章(時効)、C.時効の停止、中断及び終了(第59条以下)

修正前) C.時効の停止、中断及び終了

修正後) C.時効の停止及び中断

### 第69条 成年に達した者と成年に達しない者

修正前) 3項と4項を別に規定していた。

成年に達しない者とは、18歳未満の未成年(デク)をいう。

成年に達しない者は、不完全(ボーテムスワン)な行為能力を持つ。

修正後) 3項にまとめた。

成年に達しない者とは、18歳未満の未成年(デク) であり、不完全(ボーテムスワン)な行為能力を持つ者をいう。

### 第81条 後見人の解任、辞任又は交替

1号について、以下のとおり修正した。

修正前) 1. この法典の79条に従って不適切な要件を要する。

修正後) 1. この法典の79条に従った要件を満たさない(ミーグアンカイボートウクトー  
ン)。

### 第92条 失踪

1項について、以下のとおり修正した。

修正前) 失踪とは、ある者が家族又はその住所から2年間姿を消し又は戦争、災害若しくは事故で6か月姿を消し、音信がない場合で、裁判所の宣告を受けた者をいう。

修正後) 失踪とは、ある者が家族又はその住所から2年間姿を消し又は戦争、災害若しくは事故で6か月姿を消し、音信がない場合をいい、その者は、裁判所の判決を受けたときに失踪者となる(トゥワー)。

### 第114条 法人の代表者の解任(ポンチャーク)

条文表題と柱書について、以下のとおり修正した。

修正前) 法人の代表者の解任(ポンチャーク)

修正後) 法人の代表者の終了(ポンチャーク)

### 第 143 条 母子の利益の保護

条文表題について、以下のとおり修正した。

修正前) 母子の利益の保護

修正後) 母子の権利及び利益の保護

### 第 201 条 養子となる子の要件

5号について、以下のとおり修正した。

修正前) 5. 責任を負う委員会の評価を経て、(中略) シルトに名前が載っていること。

修正後) 5. 責任を負う委員会の評価を経て、(中略) リストに名前が載っていること。

### 第 208 条 養子に行く子の条件

条文表題について、以下のとおり修正した。

修正前) 養子に行く子の条件

修正後) 養子に行く子の要件

### 第 211 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の養子縁組の方法

修正前) 外国人、永住外国人、無国籍者で、(中略) その後、内閣府(サムナックガーナ  
ーニョックラタモンティー) に対して検討決定するよう提案する。

修正後) 外国人、永住外国人、無国籍者で、(中略) その後、首相府(サムナックガーナ  
ーニョックラタモンティー) に対して検討決定するよう提案する。

### 第 247 条 占有の終了

3号について、以下のとおり修正した。

修正前) 3. 直接占有者が自己のために又は第三者のために物を占有する意思を示す；

修正後) 3. 占有者が自己のために又は第三者のために物を占有する意思を示す；

### 第 282 条 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権

2項各号について、以下のとおり修正した。

修正前) 1. 分離できない物の共同所有権

2. 分離できる物の共同所有権

修正後) 1. 分離できない共同所有権

2. 分離できる共同所有権

### 第 290 条 共有物の分割

表題について、以下のとおり修正した。

修正前) 共有物の分割

修正後) 共同所有権の分割

### 第 381 条 契約の履行場所

3号について、以下のとおり修正した。

修正前) 3. その他の債務は、契約成立時における債務者 (チャオニー) の住所で履行する。  
(以下略)

修正後) 3. その他の債務は、契約成立時における債務者 (ルークニー) の住所で履行する。  
(以下略)

### 第 383 条 負債の支払の順序ほか

民法典の全ての条文について、以下のとおり修正した。

修正前) 利子

修正後) 利息

### 第 399 条 合意による契約の解除

2項について、以下のとおり修正した。

修正前) 合意による契約の解除は、書面でしなくてはならない。

修正後) 書面による契約の解除は、書面でしなくてはならない。

### 第 410 条 売った商品又は物の配達

3項について、以下のとおり修正した。

修正前) (中略) 買主は、売主に合理的な得べかりし利益 (カーポワイカーン)を払わせることができる。

修正後) (中略) 買主は、売主に合理的な遅延損害 (カーポワイカーンサップ)を払わせることができる。

### 第 447 条 委任者の権利及び義務

1項1号について、以下のとおり修正した。

修正前) 1. いつでも解除できるが、その解約が受任者に損害を与えるときはその者は責任を負う。

修正後) 1. いつでも解除できるが、その解除が受任者に損害を与えるときはその者は責任を負う。

### 第 448 条 受任者の権利及び義務

1項1号について、以下のとおり修正した。

修正前) 1. いつでも解除できるが、その解約が受任者に損害を与えるときはその者は責任

を負う。

修正後) 1. いつでも解除できるが、その解除が委任者に損害を与えるときはその者は責任を負う。

#### 第 462 条 運送者の権利及び義務

1 項 2 号について、以下のとおり修正した。

修正前) 2. 精神障害であつて保護者（プークムコーン）がない状態にある乗客、（以下略）

修正後) 2. 精神障害であつて後見人（プークムコーン）がない状態にある乗客、（以下略）

#### 第 470 条 契約外債務

修正前) 契約外債務とは、契約なしに生じる（クートクン）法律関係（サイボワパンタンダ  
ーンゴツマーイ）である。

修正後) 契約外債務とは、契約なしに生じる（クートクン）民事関係（サイボワパンタンペ  
ーン）である。

#### 第 480 条 損害の種類毎の損害額の決定

各号について、以下のとおり修正した（第 475 条の表現に合わせた）。

修正前) 1. 財産の：（以下略）

2. 生命の：（以下略）

3. 健康上の：（以下略）

4. 評判、名誉尊厳の：（以下略）

5. 精神の：（以下略）

修正後) 1. 物に関して：（以下略）

2. 生命に関して：（以下略）

3. 健康に関して：（以下略）

4. 評判、名誉尊厳に関して：（以下略）

5. 精神に関して：（以下略）

#### 第 515 条 融資金で購入した物に対する優先権

修正前) 物の購入のために融資した債権者は、債務者がその融資金で購入した物を占有した  
日から 7 日間以内において、（以下略）

修正後) 物の購入のために融資した債権者は、債務者がその融資金で購入した物を占有した  
日から 10 日間以内において、（以下略）

#### 第 533 条 書類による質

修正前) 書類による質とは、負債の返済を確保するために、債務者が自身の動産所有権の証

明書類を債権者に受け渡す契約であるが、(以下略)  
修正後) 書類による質とは、負債の返済を確保するために、債務者が自身の動産所有権の証明書類の原本(サパプトン)を債権者に受け渡す契約であるが、(以下略)

#### 第 567 条 死亡の判決を受けた者の遺産

2項について、以下のとおり修正した。

修正前) 判決で死亡したものとされた者がまだ生存していたが、裁判所の判決を受けた日から、(以下略)

修正後) 判決で死亡したものとされた者がまだ生存していたが、裁判所の判決を知った(ハップサーブ)日から、(以下略)

#### 第 592 条 遺言を行う権利の範囲

1項1号について、以下のとおり修正した。

修正前) 子どもが1人いる物の所有者(チャオコーンサップ)は、(以下略)

修正後) 子どもが1人いる遺産所有者(チャオムーンモラドック)は、(以下略)

#### 第 612 条 遺産の放棄

4項について、以下のとおり修正した。

修正前) 譲渡する者の名前を示さなかった場合は、当該遺産は法律に従い他の相続相続権を有する者のものとなる。

修正後) 譲渡する者の名前を示さなかった場合は、当該遺産は法律に従い他の相続権を有する者のものとなる。

#### 第 617 条 裁判所の判決による相続権の放棄

2項について、以下のとおり修正した。

修正前) 裁判所の判決により、父母がその子を養育する義務を果たさないときは、(以下略)

修正後) 父母がその子を養育する義務を果たさないときは、(以下略)

#### 第 622 条 遺産管理人の権利及び責務

2項について、以下のとおり修正した。

修正前) 遺産管理人は、遺産の管理人において (以下略)

修正後) 遺産管理人は、遺産の管理において (以下略)

#### 第 626 条 負債の請求の期限

1項について、以下のとおり修正した。

修正前) 債権者は、相続が開始した日から3年の期間内に、(中略) 又は公証局の役人(サ

ムナックガンタビヤンサーン) 若しくは相続が開始した土地の村長 (以下略)  
修正後) 債権者は、相続が開始した日から3年の期間内に、(中略) 又は公証局 (ホンガ  
ンタビヤンサーン) 若しくは相続が開始した土地の村長 (以下略)

以上